

## 7 福祉人材対策（平成37(2025)年に向けたグランドデザイン）

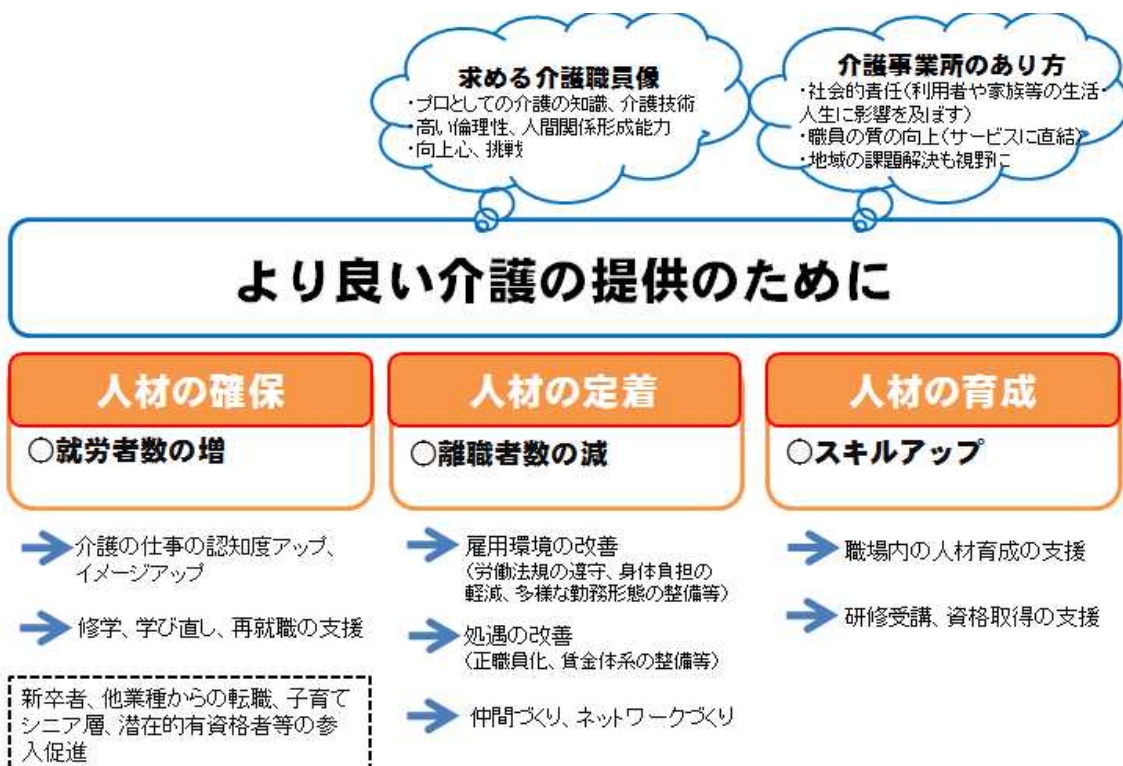
福祉人材に関しては、高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉の分野において、介護現場等で働く専門職と地域で生活支援等に携わる人材があります。本欄での記載は、高齢者福祉分野を中心に、介護保険サービスに関するデータを掲載します。

なお、医師、看護師や理学療法士などの医療職の人材確保は、まずは医療政策としての対策が主体となりますが、これらの医療職を福祉現場に誘導していくことに関しては、福祉人材対策として整理します。

今後、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、介護人材が不足していくことから介護人材の確保は、団塊の世代が後期高齢者になる平成37(2025)に向け、喫緊かつ社会的要請の強い課題です。介護・支援に携わる人材を社会全体として確保する取組を進めていかなければいけません。

そのためには、介護人材の量的確保とともに、役割分担を進めることが重要であり、現在、国では「介護福祉士」を専門性の高い人材として位置付けるとともに、このほかの「研修等を修了し、一定の水準にある者」、「在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技能を有する者」等と人材層を大別し、機能分化が検討されています。なお、これら介護専門職には、専門分野のプロとして適正な評価・報酬が得られる仕組みが必要です。

また、住民ボランティア等が、地域の高齢者を支援することも大切であり、介護専門職等の支援を受けて要支援の方を対象とした地域サロンの運営や介護予防、見守り等に協力していくような取組が想定され、元気な高齢者の活躍の場になることも期待されます。（第4章2、3などに記載）



## (1) 福祉人材を巡る現状

### ア 専門職の配置状況等

平成24(2012)年介護サービス施設・事業所調査によると、県内の介護事業所で働く職員は16,778人で、このうち介護職員は10,097人です。また、介護職員のうち4,960人が介護福祉士の資格を保有し、その割合は49.1%です。全国平均の37.6%より11.5ポイント高く、総じて専門性の高いケアが行われていると考えることができます。

#### (参考) 介護事業所で働く職員数／全国と鳥取県

単位：人

	全 国	鳥取県
介護職員 a	1,684,624	10,097
うち介護福祉士 b	632,933	4,960
b/a (%)	37.6%	49.1%
看護職員	282,202	1,828
ケアマネジャー	172,832	1,071
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	51,016	404
相談員、その他	549,297	3,378
計	2,739,971	16,778

出典：平成24（2012）年介護サービス施設・事業所調査

#### (参考) 要介護認定者千人当たりの職員数／全国と鳥取県

単位：人

	全 国	鳥取県
介護職員 a	308.5	299.5
うち介護福祉士 b	115.9	147.1
看護職員	51.7	54.2
ケアマネジャー	31.8	31.8
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	9.3	12.0

出典：平成24（2012）年介護サービス施設・事業所調査に基づく職員数を平成26(2014)年9月末現在の要介護認定者数(全国5,460,577人、鳥取県33,716人)で割り戻した数

### イ 有効求人倍率

本県は、全国との比較の上では、介護人材を調達しやすい状況にあります。

しかし、平成26（2014）年に入り、有効求人倍率が高まっており、徐々に人材不足が進行しています。

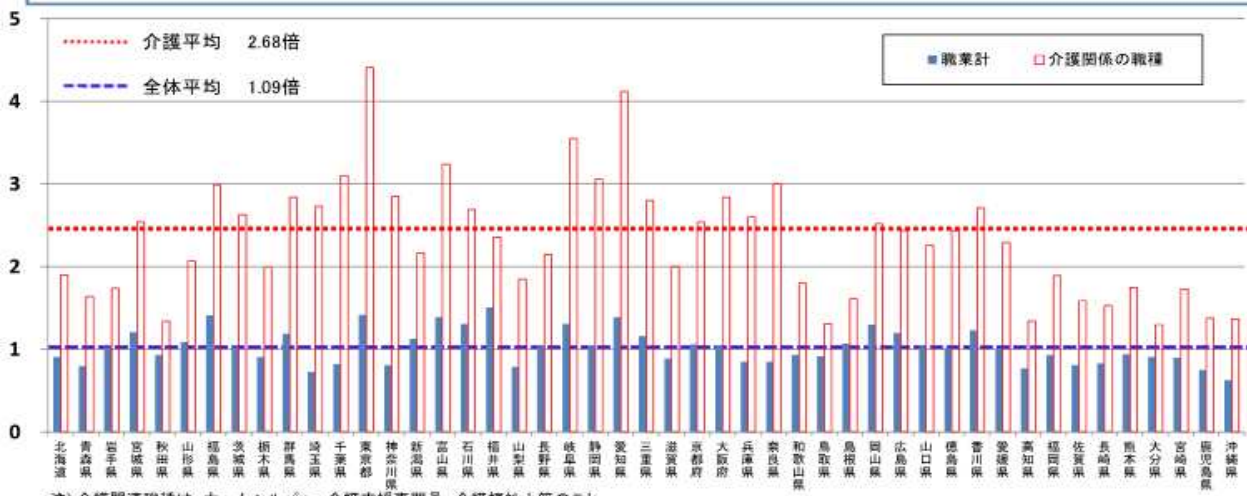
(参考) 有効求人倍率の状況

平成26(2014)年12月の介護関係職種の有効求人倍率は、鳥取県1.37倍、全国平均2.68倍です。

① 道府県間の比較(平成26(2014)年12月)

1(10) 都道府県別有効求人倍率(平成26年12月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

【資料出所】厚生労働省「職業安定業務統計」

出典：H27.2.23厚生労働省社会保障審議会福祉部会人材確保専門委員会資料

② 鳥取県の有効求人倍率の推移

福祉関係職業の有効求人倍率



	H26度												
	H22度	H23度	H24度	H25度	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12
福祉関係職業合計	1.38	1.46	1.40	1.54	1.41	1.42	1.44	1.48	1.50	1.56	1.64	1.75	1.81
うち介護関係	0.79	0.87	0.94	1.09	1.02	0.99	1.03	1.14	1.13	1.21	1.2	1.31	1.37

出典：県長寿社会課まとめ。鳥取労働局から聴き取り。

ウ 離職率と新規就労

「介護サービス施設・事業所調査」によると、平成20(2008)～24(2012)年度の5年間で平均すると、本県の離職率は16.1%であり、離職者のうち35%が引き続き介護職場に転職しています。この間、約7,500人が新たに介護職場に就労しています。

### (参考) 介護職員に関する採用者数と離職率の状況

「介護サービス施設・事業所調査」は抽出調査のため、客体の状況等に伴う誤差を内在しています。鳥取県が平成24(2012)年度に、より多くの抽出数のもと行った「鳥取県介護労働実態調査結果」では、「2職種(介護職員、訪問介護員)計」の離職率は、12.3%に留まっています。

単位：人

年度	要介護認定者数	介護職員数	純増数	年間離職者数		採用者数			
				年間離職者数	離職率	転職組		新規採用	
						転職組	転職率		
H20(2008)	28,281	7,503	1,149	1,144	15.2%	2,293	350	30.6%	1,943
H21(2009)	29,062	8,652	113	1,341	15.5%	1,454	477	35.6%	977
H22(2010)	29,847	8,765	537	1,591	18.2%	2,128	569	35.8%	1,559
H23(2011)	30,784	9,302	795	1,435	15.4%	2,230	521	36.3%	1,709
H24(2012)	32,186	10,097	259	1,624	16.1%	1,883	597	36.8%	1,286
平均			-	-	16.1%	-	-	35.0%	-

出典：介護サービス施設・事業所調査

### エ 介護福祉士の養成状況

県内には、介護福祉士養成施設が3校(鳥取社会福祉専門学校、YMCA米子医療福祉専門学校、鳥取短期大学)と福祉系高校が1校(境港総合技術高等学校)ありますが、近年、入学者が減少傾向です。景気が上向きで介護関係以外の求人が増えていることや、従来、養成施設の卒業のみで介護福祉士の資格が取得できていたのに対し、今後の国家試験の義務付けの動き等が影響を与えているようです。

#### (参考) 介護福祉士養成施設3校の入学者数

単位：人

	定員A	入学者数			充足率 B/A
		計B(C+D)	高校新卒C	社会人D	
H26度	140	59	39	20	0.42
H25度	140	107	68	39	0.76
H24度	140	92	56	36	0.66
H23度	140	115	72	43	0.82
H22度	140	142	77	65	1.01

出典：県長寿社会課まとめ。各校の定員は、鳥取社会福祉専門学校(2年制)80名、YMCA米子医療福祉専門学校(2年制)40名、鳥取短期大学(1年制)20名

#### (参考) 境港総合技術高校の入学者数及び介護福祉士国家試験合格者数

単位：人

H22度			H23度			H24度			H25度		
類型生徒数	合格者	合格率(%)	類型生徒数	合格者	合格率(%)	類型生徒数	合格者	合格率(%)	類型生徒数	合格者	合格率(%)
18	14	77.8	21	20	95.2	20	20	100	17	17	100

出典：県教育委員会資料

介護福祉士養成は、福祉学科福祉科(定員38人)のうち、介護類型選択生徒のみ

## オ 介護職のイメージ

県政参画電子アンケートによる意識調査では、介護の仕事について、「社会的意義がある(ややある)」、「やりがいのある(ややある)仕事」という回答が9割を占めています。一方で、「仕事の内容がきつい」「給与が少ない(やや少ない)」との回答がそれぞれ8割を超えています。実際に介護職に携わっている方より介護の経験がない方にその傾向があります。

介護職員と全産業の平均賃金を比較すると、(平均年齢・勤続年数に違いがあり、単純比較はできませんが)、全国的には、介護職員の賃金は低い傾向にあります。

また、初任給についても、福祉施設介護員は「高卒程度」、「短大・大卒程度」とも低い傾向です。

賃金は重要なことですが、介護職を確保していく観点からは、「将来にわたりニーズがあり、安定している業種」、「人と社会に貢献する仕事」などといったポジティブなイメージの発信と、偏ったイメージを改善していく必要があります。

また、介護職員のスキルアップや資格取得により、利用者へのケアの質の向上はもとより、賃金を向上させる取組も必要です。

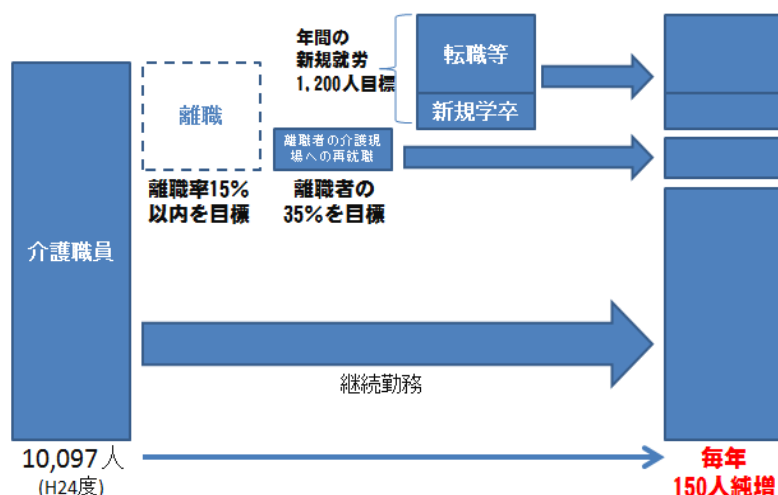
### (2) 介護職員の確保に関する数値目標

要介護認定者数は平成24(2012)年から平成37(2025)年に1.21倍になると見込まれます。現在と同程度の配置のもとに介護を行うとすれば、介護事業所に勤務する職員がさらに約3,500名必要で、内訳としては、介護職員2,096名、看護職員379名、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」計85名の純増を要します。

介護職員に関し、過去の実績を踏まえ離職率を年間15.0%、同じ介護現場への転職率35.0%を目標値として設定すると、平成37(2025)年に向け毎年150人程度介護職員が純増する必要があり、離職者を踏まえると、介護現場に毎年約1,200人程度の新規参入が求められます。

平成20(2008)年から平成24(2012)年の間には、実績でこの水準を達成していますが、今後2025年までに、64歳以下の人口は18.8%(約7万9千人)程度減少する見込みであることから、介護人材の確保は喫緊の課題と言えます。

### 介護職員の人材確保基本フレーム





(参考) 平成37(2025)年に向け必要な介護職員等

職種区分	平成24年職員数(A)	平成37年職員数(B)	(B)-(A)
介護職員	10,097人	12,193人	2,096人
看護職員	1,828人	2,207人	379人
ケアマネジャー	1,071人	1,325人	254人
理学療法士 作業聴覚士 言語療法士	404人	489人	85人
その他	3,378人	4,087人	709人
計	16,778人	20,301人	3,523人
(参考) 要介護認定者数	32,186人	38,866人	(A)⇒(B) 1.21倍

※人口は、国立社会保障・人口問題研究所推計値。要介護認定者数は、県長寿社会課で推計。

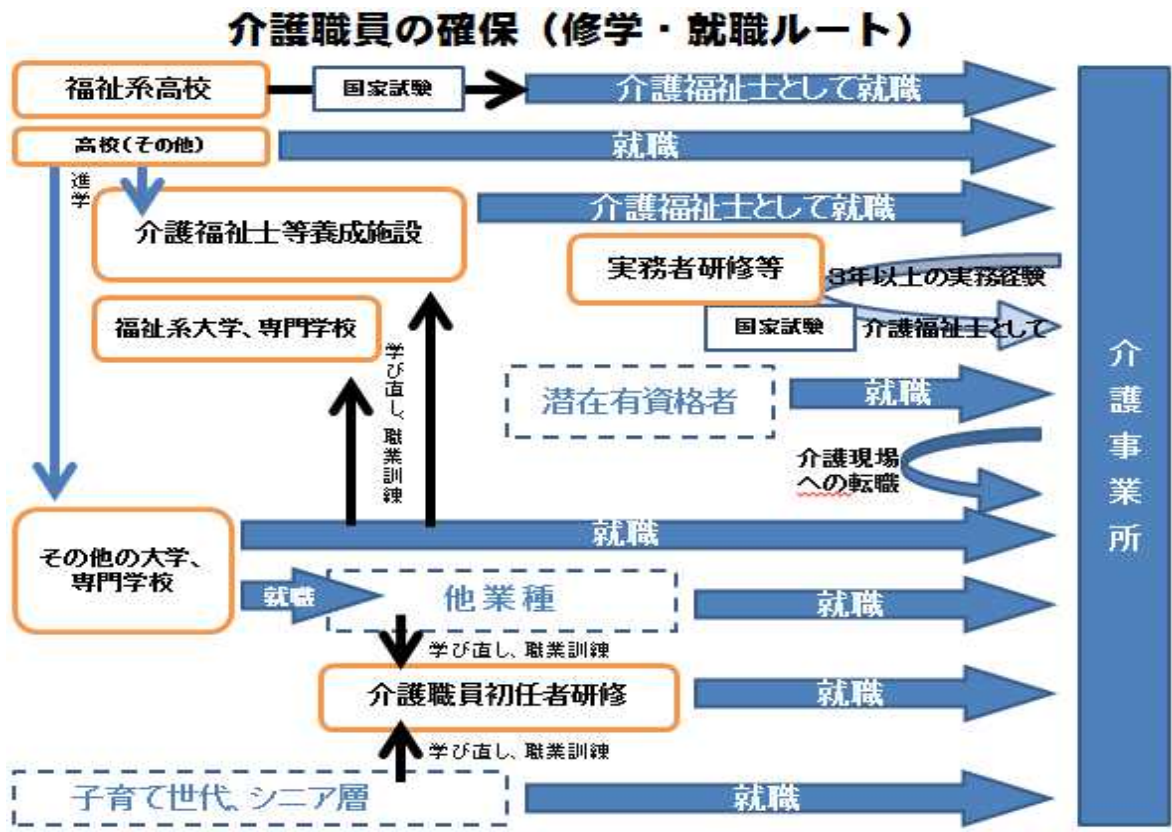
(3) 福祉人材の確保

福祉人材の確保について新卒者と社会人に大別され、新卒者については高卒と大卒、あるいは福祉専攻（介護福祉士養成施設等）とその他に分類が可能です。また、社会人については、同じ福祉現場からの転職と他の業種からの転職が考えられます。

福祉人材の確保は、県、県社会福祉協議会（福祉人材センター）、鳥取労働局（ハローワーク）、介護労働安定センターとともに、福祉関係団体、介護福祉士養成施設、介護事業者など多くの関係者が連携し、一体となって取組を進めることが重要です。鳥取労働局が主宰する介護労働懇談会などの機会を活用し、連携を深めていくこととします。

また、現状分析からイメージアップの取組が極めて重要であり、継続的に一貫したイメージ発信を行うことなどが重要です。

(参考) 介護職員の主な確保ルート(平成27年3月現在)



## ア 介護職員・主に新卒者に対する取組

### (ア) 養成施設ルート

県では、介護福祉士等修学資金貸付金制度を運用し、介護福祉士等の養成・確保を支援しているほか、雇用施策として進路選択学生支援事業を県社会福祉協議会へ委託するなど、養成校への入学を促しています。

また、平成25(2013)年度から、高校在学時に修学資金貸付を内定する制度を設け、平成25(2013)年度は4名、平成26(2014)年度は11名に内定を行いました。

今後も修学資金貸付制度を維持し、使いやすい制度となるよう貸付枠の拡充や制度の改正など改善を進め、介護職を目指す若者を確保していくこととします。

また、介護福祉士等養成校の卒業者の県内就職について、状況把握に努めることとします。

### (参考) 介護福祉士等修学資金貸付制度

介護福祉士及び社会福祉士の養成確保を図るため、県内の養成施設等に在学している者を対象に、修学資金の貸付を行っています。(実績：平成5年度から平成25年度までに計235人)

区分	H21年度まで	H21～23年度	H24年度	H25～27年度
補助率	国・県 1/2	国 10/10	国・県 1/2	国3/4、県1/3
実施主体	県	県社協(間接補助金)	県(県社協に委託)	県社協(間接補助金)
貸付限度額	・月額3.6万円	・月額5万円 ・入学準備金20万円 ・就職準備金20万円	・月額5万円 ・入学準備金20万円 ・就職準備金20万円 ※入学・就職準備金の貸付については、鳥取県では実施しない。	・月額5万円 ・入学準備金20万円 ・就職準備金20万円 ・生活保護費(生活扶助費相当額) ※修学生が生活保護世帯の子どもである場合に貸付金に上乗せ。
返還免除要件	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に7年間従事したとき等。	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間従事したとき等。	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間従事したとき等。	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に従事し、当該業務に5年間従事したとき等。
実施期間	【新規貸付】 平成5年度～18年度 (平成21年度で終了)	【新規貸付】 平成21年度～23年度 (平成24年度で終了)	【新規貸付】 平成24年度 (平成25年度で終了)	【新規貸付】 平成25年度～27年度
貸付実績	貸付者数 135人 (内訳) 介護福祉士コース 134人 社会福祉士コース 1人	貸付者数 60人 (内訳) 介護福祉士コース 58人 社会福祉士コース 2人	貸付者数 20人 (内訳) 介護福祉士コース 18人 社会福祉士コース 2人	貸付予定者数 66人

※旧制度(2)は平成20年度2次補正による拡充。現行の制度(2)は平成24(2012)年度補正による拡充。

### (参考) 生産年齢人口の転入出の状況

本県では、10歳代、20歳代の転出超過にあります。全国的に福祉人材不足が顕著であり、特に、東京や大阪等の大都市部への介護人材の転出が懸念されます。 単位：人

	転入			転出			転入－転出		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
14歳以下	672	598	1,270	656	601	1,257	16	△3	13
15～19	367	203	570	609	410	1,019	△242	△207	△449
20～24	847	641	1,488	1,374	1,193	2,567	△527	△552	△1,079
25～29	813	722	1,535	889	772	1,661	△76	△50	△126
30～39	1,027	890	1,917	1,070	888	1,958	△43	2	△41
40歳以上	1,441	895	2,336	1,293	817	2,110	148	78	226
計	5,168	3,951	9,119	5,891	4,681	10,572	△723	△730	△1,453

## (イ) 高校（福祉系）ルート

県内には、3年の教育を修了すれば介護福祉士の国家試験の受験資格を取得できる福祉系高校が1校（境港総合技術高校、学科定員38名）あります。

また、介護職員初任者研修を実施している高校は、平成25(2013)年度は4校（定員66名）、平成26(2014)年度は5校（定員95名）あります。

鳥取労働局によると、平成25(2013)年度は、（普通科等卒も含めた）高校新卒者は、医療・福祉分野に87人が就職（求人242人）しています。

## (参考) 県内高等学校における介護職員初任者研修の実施状況

学校名	平成25（2013）年度修了者	平成26（2014）年度実施予定
米子高校	10名	定員20名
倉吉北高校	実施なし	定員20名
境港総合技術高校	介護類型 24名 ボランティア類型 13名	定員：介護類型 21名 ボランティア類型 16名
岩美高校	9名	定員9名
日野高校	10名	定員9名

## (ウ) 大学ルート

日本福祉大学等の専門大学だけでなく、大学卒業後、介護職員として介護職場に就職する者も少なくないと考えられますが、統計が無く全貌は不明です。

県では、後述のとおり「福祉の就職フェア」等を通じ、福祉職場への就職支援を行っています。

## (参考) 就職フェアの様子

平成26(2014)年6月に鳥取市の福祉人材研修センターで行われた「福祉の就職フェア」の一場面。

「福祉の就職フェア」では、福祉の職場説明会や事業所の人事担当者と面談し情報交換を行っています。例年、年3回(6・7月に東西部、1月に中部)開催しています。



## イ 介護職員・主に社会人に対する取組

社会人の介護関係職場への就職については、ハローワーク、県福祉人材センターなどが主に就職斡旋をしています。

特に、ハローワークでは、福祉人材確保重点対策事業として「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野への就職を希望する方へきめ細やかな相談対応と職業紹介を行っています。公共職業訓練等により、介護分野の専門技術の修得も進めています。

また、民間の研修機関が行う「介護職員初任者研修」なども、社会人から介護職への重要なルートとなっています。

### (ア) 他業種からの転職

(イ) 子育てを終えた主婦層、定年退職後のシニア層の就職

(ウ) 潜在的有資格者の復職・再就職



## ウ 介護職員以外の福祉人材の状況と方向

看護師については深刻な人材不足であり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護など看護師が必要な介護サービスで、新たな事業参入が滞っている状況です。

人材確保のため、修学資金貸付制度を行っているほか、平成27(2015)年4月には、新たに鳥取市に医療看護専門学校、倉吉市に看護大学が開校される予定です。

訪問看護師の増加対策として、ベテラン訪問看護師が新人訪問看護師に同行するなどの育成支援の実施や、いわゆる携帯番など夜間待機に対する労働上の評価を行うなどの対策を検討しています。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、専門職として養成され、年々着実に増加していますが、高齢化の進展に伴い、医療・介護両分野で今後ますます需要が高まると見込まれます。特に老老介護の方の訪問リハビリテーションの分野で需要が高まると見られます。

### (参考) 新たに開講される医療看護専門学校及び看護大学

	鳥取市医療看護専門学校	鳥取看護大学
開設者	学校法人大阪慈慶学園	学校法人藤田学院
設置市町村	鳥取市	倉吉市
定員	1学年80人	1学年80人
開設年月	平成27(2015)年4月	平成27(2015)年4月

## エ 認知度アップ・イメージアップの取組

県政参画電子アンケートからは、「社会的意義が高い」「やりがいがある仕事」とされつつも、「仕事の内容がきつい」「適正な給与が得られない」等といった回答が目立ち、介護職へのイメージは必ずしも良くありません。

働く動機の面で、「他の職が無いから」といった消極的な理由ではなく、意義とやりがいを理解しながら働くことが、定着と質の向上に繋がります。

今後、学生や若者の福祉分野への人材参入を促進していくためには、介護職に対する正しい理解と重要性、仕事としての魅力等をPRし、介護職の認知度・イメージアップを図ることが重要です。

県では、教育委員会の協力も得つつ、学生や学生家族等に対する以下のような取組を推進していくこととします。

### 〈取組の例〉

- 総合的な学習の時間等に、介護の仕事の魅力を実際に働いている人から聞く
- 夏休み、総合的な学習等で、事業所見学や介護体験を実施
- 介護職を取り上げた図書等を学校に配置
- 教育だより等で、保護者向けに介護職の紹介記事を掲載
- マンガなど、若者や学生が親しみやすい媒体を活用したPR
- 就職担当教員への介護職に関する説明会

## オ 魅力ある福祉職場づくり（人材定着の取組）

今後、要介護高齢者が増加し、介護職員の増加が求められる中であって、離職者を少しでも減らしていく取組は大変重要です。

対策としては、正規職員の離職率は8.1%であり、正規職員として働く者の割合を高めることが離職率の低下に繋がると考えられます。

このほか、職業病ともいえる腰痛の予防対策として、介護技術向上のためのOJT/OFF-JT※、介護ロボット等導入促進などによる心身の負担の軽減が求められます。

※OJTとは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練のこと。

OFF-JTとは、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のこと。

また、各事業所において、職員のメンタルヘルスやモチベーションを高める取組がやや低調であると考えられ、対策が求められます。

労働法規の遵守やメンタルヘルス、腰痛対策などを通じた離職防止の取組は、労働局や介護労働安定センターなどで対応が進められています。県も労働局等と積極的に連携しながら、介護業務に安心して従事できるよう、職員処遇の改善と適切な労務管理を行うことによる魅力ある福祉職場づくりを行うこととし、以下の取組を進めていくこととします。

### 〈取組の例〉

- 各種研修への職員参加の促進や、適切な給与水準の確保が図られるよう、事業者へ働きかけ
- 正規職員として採用することが離職防止に繋がることを、各事業所へ周知。
- 事業者や従業者に対し、労働基準法をはじめとした労働関係法規の周知と理解を進めることを通じて、雇用環境の改善を進める。
- 育児・介護休暇、短時間勤務など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進める。
- 社会福祉施設の職員等を対象に、職場環境改善研修を実施し、職員のメンタルヘルスの改善に努める。
- 中小規模職場で働く、若い介護職員の交流機会を設ける。
- 腰痛対策や介護ロボットの導入など、介護労働に伴う心身の負担を軽減する取組を進める。

#### (4) ケアの質の向上（スキルアップの取組）

要介護者等がより良いサービスを受けるためには、介護職員一人ひとりが知識技能の向上に努め、適切なケアプランに基づく、質の高い介護職員によるサービスの提供が必要となります。

このために、介護職員の資質向上のための各種研修等を実施するとともに、各介護サービス事業所自らも積極的に取り組むことができるよう支援していくこととします。

本県は、利用者の年齢構成を考慮しても重度者割合が他県より高く、機能を維持・改善するためのケアへの取組がとりわけ重要です。

##### ア 事業者の取組

介護の質の向上は、事業者の評価や事業者の職員に対する評価だけでなく、機能の維持改善などを通じて、利用者や家族の満足に繋がるものです。介護の質の向上に取り組む事業者を幅広く周知することを通じて、県内事業者にこれらの取組が普及するよう支援していくこととします。

##### (参考) オールジャパンケアコンテスト

「認知症」「食事」「入浴」「排泄」「看取り」「口腔ケア」の6分野で介護の技術を披露する選手達の様子。「介護の質を向上させるためのエビデンスは何か」を考え、参加者の自己研鑽、利用者や家族等への介護に対する理解を目的とする大会。

(主催：社会福祉法人こうほうえん)



##### (参考) 鳥取県福祉研究学会

多岐にわたる福祉関係者の幅広い連携を図り、それぞれが持つノウハウを共有の知的財産として活用して多様化する福祉ニーズに適切に対応することを目的に、平成19(2007)年に鳥取大学、鳥取短期大学、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県等を主体として鳥取県福祉研究学会を設立しました。

##### イ 介護サービス情報の公表と福祉サービス第三者評価

「介護サービス情報の公表制度」と「福祉サービス第三者評価制度」については、利用者の選択を支援するとともに、公表を通じ他の事業所の例を参考にするなどして、介護サービス事業者自らが、質の向上に取り組んでいくことが期待されています。

また、事業者による雇用管理の取組を進めることを目的に、介護従事者に関する情報が追加され、毎年度の介護サービス情報の公表時期にあわせて公表される予定です。

## ウ 介護職員等の研修の実施

県では、介護職員の質の向上を図るため介護の基礎知識や技術、さらなる専門性の習得を図る「介護専門職研修」を行っています。また、福祉施設での実務経験が3年未満の看護職員を対象として看護業務等に関する研修を実施し、看護職員の定着と資質向上を図る「新任看護職員研修」を行っています。

これらの研修について、時代のニーズを踏まえたより良い内容とし、職員の能力向上につながるよう、引き続き取組を進めます。

このほか、県介護福祉士会や県老人福祉施設協議会で、各種研修が主宰されています。

### (参考) 鳥取県介護福祉士会の取組 (県内で実施している研修)

- |                                  |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| ①鳥取県介護福祉士会研修                     | ②鳥取県介護福祉士会交流研修会      |
| ③ファーストステップ研修(16日間)               | ④初任者研修(3日間)          |
| ⑤鳥取県介護福祉士会研究発表大会                 | ⑥介護福祉士養成実習施設実習指導者研修会 |
| ⑦痰の吸引等基礎研修                       | ⑧中堅職員研修              |
| ⑨訪問介護サービス提供責任者研修                 | ⑩介護福祉士国家試験準備講習会(3日間) |
| ⑪介護福祉士国家試験全国一斉模擬試験(筆記)           |                      |
| ⑫介護福祉士国家試験全国一斉模擬試験(実技)・実技講習(2日間) |                      |

### (参考) 鳥取県老人福祉施設協議会の取組 (県内で実施している研修)

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ①職員研究会          | ②新人職員研修会     |
| ③介護・看護職員研修会     | ④在宅研修会       |
| ⑤栄養・調理職員研修会     | ⑥幹部・中堅職員研修会  |
| ⑦養護・軽費・ケアハウス研修会 | ⑧老人福祉施設職員研修会 |

## エ 介護職員等の喀痰吸引等研修

平成24(2012)年度から介護職員等による喀痰吸引等の実施が制度化されたことに伴い、県では、特別養護老人ホーム等の施設や居宅において必要な医療的ケアをより安全に提供するため、県下3地区において適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する「喀痰吸引等研修」を行っています。

また、県で登録された研修機関においても、「喀痰吸引等研修」が行われています。

このほか、介護職員等が受講する「喀痰吸引等研修」の講師となり得る看護師等を養成するための研修も行っていきます。

平成26(2014)年12月1日現在で、喀痰吸引等を行うことができる介護職員等として、不特定多数の方対象で582人(制度化前の経過措置者を含めると1,884人)、特定の方対象では73人(制度化前の経過措置者を含めると88人)を認定しました。

施設や居宅において喀痰吸引等が必要な方に安全に医療的ケアを提供できるよう、引き続き取組を進めていきます。